



始良中央地区

第12号

平成16年5月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **牧園町** を紹介します



写真は、左から「犬飼の滝」と「和気わけ公園のふじ」です。

第22回協議会

「議会議員の定数及び任期検討小委員会の経過及び結果について」、「始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正について」の報告と、「社会教育事業の取扱い」、「第三セクター等関係事業(第三セクター)の取扱い」、「その他事業(企画関係事業)の取扱い」についての協議及び「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「条例、規則等の取扱い」、「公共的団体等の取扱い」、「第三セクター等関係事業(開発公社)の取扱い」についての提案説明がありました。

第23回協議会

「議会議員の定数及び任期検討小委員会の経過及び結果について」の報告と、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「条例、規則等の取扱い」、「公共的団体等の取扱い」、「第三セクター等関係事業(開発公社)の取扱い」についての協議及び「その他事業(選挙管理委員会関係事務)の取扱い」についての提案説明がありました。

第二十二回・第二十三回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第二十二回協議会が四月八日、第二十三回協議会が四月二十一日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、七つの事項について協議され承認されました。

第二十二回協議会

【報告された事項】……………

○報告第十四回・十五 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

議会議員の定数及び任期検討小委員会では第十五回の会議を開催し、次回第十六回の会議において小委員会としての最終結論を決定することを確認したことの報告がありました。また、第十二回会議以降の協議の経過についても、次のように報告がありました。

第十二回

これまで出た意見を具体的に反映させるため、第十三回では定数特例を適用した場合、第十四回では在任特例を適用した場合に絞って具体的な案を審議することを確認した。

第十三回

定数特例を適用する場合は、各地

域の声を反映させるには、構成市町に最低三名の議員が必要であることから、定数は四八名として、最初の設置選挙に限り小選挙区を設けることを確認した。

構成市町名	H12年国調人口	人口比率	比率×34名	人口割	均等割	人数
国分市	53,966人	42.19%	14.345人	14人	2人	16人
溝辺町	8,537人	6.67%	2.269人	2人	2人	4人
横川町	5,516人	4.31%	1.466人	1人	2人	3人
牧園町	9,613人	7.51%	2.555人	3人	2人	5人
霧島町	5,918人	4.63%	1.573人	2人	2人	4人
隼人町	36,846人	28.81%	9.794人	10人	2人	12人
福山町	7,516人	5.88%	1.998人	2人	2人	4人
合計	127,912人	100.0%	34人	34人	14人	48人

これまでに出生された主な意見

- ・ 合併をして新市が誕生するので、選挙をすべき
- ・ 今後のまちづくりの考えを聞いて議員を選ぶのが、本来のやり方である

- ・ 始良中央地区一市六町新市将来構想住民アンケート調査結果では、五三〇の方が即選挙を望んでいる
- ・ 四役も辞めるので、議員も選挙をすべき
- ・ 住民には新しい市の議員を選ぶ権利がある

等の意見が出されました。

第十四回

在任特例を適用する場合は、国分市の任期が満了する一年四ヶ月間在任することを確認した。

これまでに出生された主な意見

- ・ 合併前のそれぞれの市町の議員において、建設計画等の予算審議をしっかりと確認できる
- ・ 周辺部の意見が反映されず、寂れていく可能性がある
- ・ 予算審議のときに内容に精通している議員が在籍している
- ・ 一年四ヶ月在任すれば、十六年度の決算、十七年度そして十八年度の当初予算まで立ち会うことができる
- ・ 在任特例を活用すれば、合併に対

する議員の総意を得やすい等の意見が出されました



議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議経過を報告する原田委員長(広域委員)

○報告第十五回 始良中央地区合併協議会審議規程の一部改正について

行政サービスを円滑に提供するために、現在、各市町で個別に導入されている電算システムを統合調整し、合併後においても支障無く情報の提供などが行える体制を確保するため、合併協議会事務局に電算班を四月一日から配置できるよう、規程の改正を行ったことの報告がありました。

【協議された事項】・・・・・・・・・・

○協議第五十一号 社会教育事業の取扱

SUGOYA

新市における社会教育事業の取扱
いについて、協議のうえ次のとおり承
認されました。

- 一 新市に旧市町ごとに拠点公民館
(旧中央公民館等)を置く。また、
社会教育法に基づく公民館事業を
実施している公民館は、現行のと
おり新市に引き継ぐ。
- なお、使用料、休館日、使用時間
等は合併までに調整すること
- 二 社会教育関連施設は現行のとお
り新市に引継ぐ。
なお、使用料、休館日、使用時間
等は合併までに調整すること
- 三 社会体育施設は現行のとお
り新市に引き継ぐ。
なお、使用料、休館(園・場)日、
使用時間等は合併までに調整する
こと
- 四 成人式は、旧市町ごとに現行の
とおり開催する。エリアの問題や
開催日の統一などは、新市におい
て検討すること
- 五 運動会は、現行のとお
り旧市町ごとの形態で新市に引き継ぐ。な
お、新市運動会の開催は、新市に
おいて住民の意向を踏まえ検討す
ること
- 六 文化祭は、旧市町ごとにそれぞ

れ開催する。なお、新市文化祭の
開催は、文化協会や住民の意向を
踏まえ新市において検討すること

- 七 指定文化財は、現行のとお
り新市に引き継ぐこと
- 八 人権同和教育は、現行のとお
り新市に引き継ぎ、具体的方策、事
業内容等は合併までに調整するこ
と
- 九 市民運動は、新市において国分
市の例を参考に全庁体制で推進組
織を整備し、新市全域への運動の
広がりを目指すこと
- 十 新市に社会教育委員をおく。人
数、選出方法は合併までに調整す
ること
- 十一 新市に各拠点公民館(現在の
各市町の中央公民館)ごとに公民
館運営審議会をおく。それぞれの
人数、選出方法は合併までに調整
すること
- 十二 新市に文化財保護審議会をお
く。人数、選出方法は合併までに
調整すること
- 十三 体育指導委員は、平成十八年
度まで現行のとおりの定員とし、
平成十九年度以降は新市において
検討すること
- 十四 市(町)外から参加者のあるス
ポーツイベントで、内容、開催時期
が類似しているものは、合併まで
に調整する。

その他スポーツ行事は、現行の
とおり新市に引き継ぐこと

○協議第五十二号 第三セクター等関係

事業の取扱SUGOYA

新市における第三セクター等関係
事業第三セクターの取扱いについて
協議のうえ次のとおり承認されまし
た。

霧島神話の里公園株式会社につ
いては、現行のとお
り新市に引き
継ぐこと

○協議第五十四号 その他事業(企画關

係事業)の取扱SUGOYA

新市におけるその他事業(企画關
係事業)の取扱いについて、協議のう
え次のとおり承認されました。

- 一 総合計画については、新市にお
いて速やかに「新市まちづくり計
画」を基本に策定する。なお、あわ
せて実施計画を総合計画に基づい
て策定すること
- 二 過疎地域自立促進計画について
は、現行のとお
り新市に引き継ぐ
こと
- 三 辺地計画については、現行のと
おり新市に引き継ぐ。なお、新市
において新たに辺地として指定で
きる地域については、辺地計画を
策定すること
- 四 宅地造成分譲事業については、

現行のとお
り新市に引き継ぐ。な
お、定住促進に関する補助制度に
ついては、現行のとお
り新市に引
き継ぎ、補助制度期限後は新市に
おいて調整すること

五 地域情報化については、新市に
おいて地域情報化計画を速やかに
策定すること

六 ケーブルテレビ事業については、
溝辺町で実施している事業は、新
市に引き継ぎ、平成十九年度まで
は現行のとお
り運営する。なお、
平成二十年度以降の運営方法につ
いては、新市において調整する。
ケーブルテレビ未整備地域につい
ては、財政状況等を勘案しながら
新市において調整すること



提案説明を行う塩入谷企画部会長(霧島町)

【提案された事項】……………

○協議第三十八号 農業委員会委員の定数の任期の取扱いについて

新市における農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 新市に一つの農業委員会をおくこと

二 農業委員会の選挙による委員であつた者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年七月十九日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任すること

三 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を四十人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

○協議第五十五号 条例・規程等の取扱いについて

新市における条例・規則等の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する

(一) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの

(二) 合併後、一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの

(三) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

条例の施行方法による分類

施行方法	具体例(主なもの)
専決処分(即時施行)	市の基本的事項に関するもの 組織・人事に関するもの 報酬、給与等に関するもの 厚生・福祉等に関するもの 使用料・手数料及び市税・国民健康保険税等に関するもの等
地方自治法施行令第3条による(暫定施行)	協議会における協議調整結果により、当分の間旧市町の条例を当該地域に適用するとされたもの
議会議決(逐次施行)	条例議案の提出権が首長にないもの 慣行関係に関するもの



提案説明を行う西重総務部会長(国分市)

○協議第五十七号 公共的団体の取扱いについて

新市における公共的団体等の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、そのあり方について次の方針により調整に努める。

一 一市六町において共通している団体又はこれに準ずる団体は、合併時に統合するよう調整に努めること

二 一市六町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めること

三 一市六町において共通している

団体又はこれに準ずる団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めること

四 各市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする

五 各市町独自の団体で、公共的活動の範囲を新しい市域に拡大する必要のある団体は、新市において調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

○協議第五十七号 第三セクター等関係事業(開発公社)の取扱いについて

新市における第三セクター等関係事業(開発公社)の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする

二 鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社、横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併日前日までに鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から一年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。

また、各支社の残余財産は新市(土地開発公社)に帰属するものとする

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

第二十三回協議会

【報告された事項】……………

○議会議員の定数及び任期検討小委員会
の協議の経過及び協議内容

議会議員の定数及び任期検討小委員会では第十六回の会議を開催し、小委員会としての最終結論を決定したことの口答での報告が次のようでありました。

委員長報告概要

議会議員の定数及び任期検討小委員会における意思決定については、無記名投票の結果により定数特例を適用することが決定され、その後全員一致により定数特例を適用することが確認された。

決定された具体的内容

新市の議会議員の定数は、三十四人とする

ただし、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間（四年間）に限り、新市の議会議員の定数は四十八人とする。

また、選挙区については関係市町の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数を次のとおりとする。

本来の定数三十四人を各市町の人

口で按分し、その結果にさらに各市町それぞれ一人ずつ均等に割り振る。

構成市町名	人数
国分市	16人
溝辺町	4人
横川町	3人
牧園町	5人
霧島町	4人
隼人町	12人
福山町	4人
合計	48人

なお、定数特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しないこととする。

定数特例を適用する主な理由

- ・ 合併をして新市が誕生するので、選挙をすべき
- ・ 今後のまちづくりの考えを聞いて議員を選ぶのが、本来のやり方である
- ・ 始良中央地区一市六町新市将来構想住民アンケート調査結果では、五三％の方が即選挙を望んでいる
- ・ 四役も辞めるので、議員も選挙をすべき
- ・ 住民には新しい市の議員を選ぶ権利がある

【協議された事項】……………

○協議五十八人、農業者委員の定数及び任期の取扱いについて

新市における農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、前回第二十二回協議会における事前提案の内容に基づき協議を行いました。農

業委員会会長や幹事会における議論が不十分であるなどの理由により、継続協議となりました。

○協議五十五人、条例・規則等の取扱いについて

新市における条例・規則等の取扱いについては、前回第二十二回協議会における事前提案の内容とおり、協議のうえ承認されました。

○協議五十九人、公共的団体の取扱いについて

新市における公共的団体等の取扱いについては、前回第二十二回協議会における事前提案の内容とおり、協議のうえ承認されました。

○協議五十七人、第三セクター等関係事業開発公社の取扱いについて

新市における第三セクター等関係事業開発公社の取扱いについては、前回第二十二回協議会における事前提案の内容とおり、協議のうえ承認されました。

【提案された事項】……………

○協議五十八人、その他事業の選挙管理委員会関係事務の取扱いについて

新市におけるその他事業選挙管理委員会関係事務の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 投票区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、今後住民

の利便性等も考慮しながら、再編できるものについては、新市において調整すること

二 開票区については、合併までに調整すること

三 不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間等については、合併までに調整すること

四 ポスター掲示場の設置については、国分市の例による。なお、掲示場の設置場所については、合併までに調整すること

五 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営制度については、国分市の例による。なお、公営の額については、合併までに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



提案説明を行う松元行政委員会等部会副会長（国分市）

現在までに承認された協定項目 第3回

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等								
13	条例、規則等の取扱い	<p>条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。</p> <p>(1) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの (2) 合併後、一定の地域に引き続き暫定的に施行させる必要があるもの (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの</p> <p>条例の施行方法による分類</p> <table border="1" data-bbox="580 589 1418 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 589 740 645">施行方法</th> <th data-bbox="745 589 1418 645">具体例(主なもの)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 651 740 1536">専決処分 (即時施行)</td> <td data-bbox="745 651 1418 1536"> 市の基本的事項に関するもの 市役所の位置を定める条例、公告式条例 等 組織に関するもの 市の休日を定める条例、部課等設置条例 等 人事に関するもの 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等 報酬、給与等に関するもの 報酬及び費用弁償に関する条例 特別職の職員の給与に関する条例 等 財務に関するもの 財政状況の作成及び公表に関する条例 特別会計設置条例 等 使用料、手数料に関するもの 使用料条例、手数料条例 等 市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの 厚生、福祉等に関するもの 福祉事務所設置条例、保健衛生関係条例、保育所条例 等 教育に関するもの 公民館条例、図書館条例 等 土木・建築に関するもの 都市公園条例、公営住宅設置及び管理条例 等 経済に関するもの 商工関係条例(融資等)、農林水産関係条例(農業委員会、土地改良、漁港等) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1543 740 1738">地方自治法 施行令第3 条による(暫 定施行)</td> <td data-bbox="745 1543 1418 1738"> 協議会における協議調整結果により、当分の間旧市町村の条例を当該地域に適用するとされたもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1744 740 1962">議会議決 (逐次施行)</td> <td data-bbox="745 1744 1418 1962"> 条例議案の提出権が長にないもの (議会の組織、運営に関するもの) 議会委員会条例、議会事務局条例 等 慣行関係に関するもの 市旗、市章、市民憲章 等 </td> </tr> </tbody> </table>	施行方法	具体例(主なもの)	専決処分 (即時施行)	市の基本的事項に関するもの 市役所の位置を定める条例、公告式条例 等 組織に関するもの 市の休日を定める条例、部課等設置条例 等 人事に関するもの 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等 報酬、給与等に関するもの 報酬及び費用弁償に関する条例 特別職の職員の給与に関する条例 等 財務に関するもの 財政状況の作成及び公表に関する条例 特別会計設置条例 等 使用料、手数料に関するもの 使用料条例、手数料条例 等 市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの 厚生、福祉等に関するもの 福祉事務所設置条例、保健衛生関係条例、保育所条例 等 教育に関するもの 公民館条例、図書館条例 等 土木・建築に関するもの 都市公園条例、公営住宅設置及び管理条例 等 経済に関するもの 商工関係条例(融資等)、農林水産関係条例(農業委員会、土地改良、漁港等)	地方自治法 施行令第3 条による(暫 定施行)	協議会における協議調整結果により、当分の間旧市町村の条例を当該地域に適用するとされたもの	議会議決 (逐次施行)	条例議案の提出権が長にないもの (議会の組織、運営に関するもの) 議会委員会条例、議会事務局条例 等 慣行関係に関するもの 市旗、市章、市民憲章 等
施行方法	具体例(主なもの)									
専決処分 (即時施行)	市の基本的事項に関するもの 市役所の位置を定める条例、公告式条例 等 組織に関するもの 市の休日を定める条例、部課等設置条例 等 人事に関するもの 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等 報酬、給与等に関するもの 報酬及び費用弁償に関する条例 特別職の職員の給与に関する条例 等 財務に関するもの 財政状況の作成及び公表に関する条例 特別会計設置条例 等 使用料、手数料に関するもの 使用料条例、手数料条例 等 市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの 厚生、福祉等に関するもの 福祉事務所設置条例、保健衛生関係条例、保育所条例 等 教育に関するもの 公民館条例、図書館条例 等 土木・建築に関するもの 都市公園条例、公営住宅設置及び管理条例 等 経済に関するもの 商工関係条例(融資等)、農林水産関係条例(農業委員会、土地改良、漁港等)									
地方自治法 施行令第3 条による(暫 定施行)	協議会における協議調整結果により、当分の間旧市町村の条例を当該地域に適用するとされたもの									
議会議決 (逐次施行)	条例議案の提出権が長にないもの (議会の組織、運営に関するもの) 議会委員会条例、議会事務局条例 等 慣行関係に関するもの 市旗、市章、市民憲章 等									

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等							
17	公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体は、合併時に統合するよう調整に努めること 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めること 1市6町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するように調整に努めること 各市町独自の団体は、原則として現行のとおりとすること 各市町独自の団体で、公共的活動の範囲を新しい市域に拡大する必要のある団体は、新市において調整すること 							
		分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
		交通安全	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全母の会 地区交通安全協会支部等 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全母の会 地区交通安全協会支部等 	<ul style="list-style-type: none"> 地区交通安全協会支部 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全母の会 地区交通安全協会支部等 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全母の会 地区交通安全協会支部等 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全母の会 地区交通安全協会支部等 	<ul style="list-style-type: none"> 地区交通安全協会支部等
		防犯・自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 防犯組合連合会 自衛隊父兄会等 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊父兄会等 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊父兄会 	<ul style="list-style-type: none"> 霧島温泉防犯組合 自衛隊父兄会等 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯組合連合会 自衛隊父兄会等 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯組合連合会 自衛隊父兄会等 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯組合連合会 自衛隊父兄会等
		消防	<ul style="list-style-type: none"> 消防連合後援会 各園幼年消防クラブ等 	<ul style="list-style-type: none"> 消防後援会 各園幼年消防クラブ 	<ul style="list-style-type: none"> 消防後援会 横川保育所幼年消防クラブ等 	<ul style="list-style-type: none"> 消防後援会 各園幼年消防クラブ等 	<ul style="list-style-type: none"> 消防後援会連絡協議会 大窪保育園幼年消防クラブ等 	<ul style="list-style-type: none"> 消防後援会 各園幼年消防クラブ等 	<ul style="list-style-type: none"> 消防後援会連合会 牧之原保育園幼年消防クラブ等
		自治会・公民館	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館連絡協議会 		<ul style="list-style-type: none"> 校区公民館連絡協議会等 	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館連絡協議会等 	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館長、主事連絡協議会等
		国際交流	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会 					<ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会 	
		福祉	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ連合会 遺族会等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ連合会 遺族会等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ連合会 遺族会等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ連合会 遺族会等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ連合会 遺族会等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ連合会 遺族会等 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ連合会 遺族会等

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等								
17	公共的団体等の取扱い	分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
		人権							<ul style="list-style-type: none"> ・部落解放同盟 ・鹿児島県連合会 ・隼人支部 	
		農業	<ul style="list-style-type: none"> ・茶業振興会 ・園芸振興会 ・生活研究グループ ・肉用牛生産振興組合 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶振興会 ・J Aあいら溝辺地区野菜振興会 ・肉用牛改良組合 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶業振興会 ・園芸振興会 ・生活研究グループ ・肉用牛振興会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶業振興会 ・園芸部会 ・生活研究グループ ・肉用牛部会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶業振興会 ・園芸振興会 ・生活研究グループ ・和牛改良部会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶業振興会 ・J Aあいら隼人園芸振興会 ・生活研究グループ ・肉用牛生産振興組合 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶業振興会 ・J Aあいら園芸振興会 ・生活研究グループ ・畜産振興会 等 	
		林業	<ul style="list-style-type: none"> ・始良東部森林組合 ・猟友会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・始良西部森林組合 ・猟友会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・始良北部森林組合 ・猟友会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・始良北部森林組合 ・猟友会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・始良東部森林組合 ・猟友会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・始良東部森林組合 ・猟友会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・始良東部森林組合 ・猟友会 等 	
		水産	<ul style="list-style-type: none"> ・錦江漁業協同組合 ・手籠川漁業協同組合 ・検校川漁業協同組合 		<ul style="list-style-type: none"> ・天降川漁業協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・天降川漁業協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島川愛護同好会 	<ul style="list-style-type: none"> ・錦江漁業協同組合 ・日当山天降川漁業協同組合 ・松永漁業協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・福山町漁業協同組合 	
		耕地	<ul style="list-style-type: none"> ・国分市国分土地改良区 	<ul style="list-style-type: none"> ・十三塚原土地改良区 等 				<ul style="list-style-type: none"> ・田口土地改良区 	<ul style="list-style-type: none"> ・錦土地改良区 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・福山町土地改良区
		健康	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進協議会 ・母子保健推進委員会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進協議会 ・増健補導員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進協議会 ・母子保健推進員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進協議会 ・健康づくり推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進協議会 ・母子保健推進員会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進協議会 ・母子保健推進員会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進協議会 ・健康づくり推進協議会
		環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生普及会 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生普及会 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生普及会 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生普及会 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協会
公営企業	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）国分市シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）溝辺町シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・横川町シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・牧園町シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島町シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・（社）隼人町シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・福山町シルバー人材センター 			

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等								
		分野	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
17	公共的団体等の取扱い	選挙	・明るい選挙 推進協議会	・明るい選挙 推進協議会	・明るい選挙 推進協議会	・明るい選挙 推進協議会	・明るい選挙 推進協議会	・明るい選挙 推進協議会	・明るい選挙 推進協議会	
		学校教育	・校外生活指導連絡協議会 ・学校保健会等	・校外生活指導連絡協議会 ・学校保健会等	・校外生活指導連絡協議会 ・学校保健会等	・校外生活指導連絡協議会 ・学校保健会等	・校外生活指導連絡協議会 ・学校保健会等 ・牧園高等学校校振興対策協議会等	・校外生活指導連絡協議会 ・学校保健会等	・校外生活指導連絡協議会 ・学校保健会等	・校外生活指導連絡協議会 ・学校保健会等
		社会教育	・PTA連絡協議会 ・文化協会等 ・婦人会連絡協議会 ・PTA連絡協議会 ・体育協会等	・PTA連絡協議会 ・文化協会等 ・自治公民館婦人部連絡協議会 ・PTA連絡協議会 ・文化協会等	・PTA連絡協議会 ・文化協会等	・PTA連絡協議会 ・文化協会等	・各種女性団体連絡協議会 ・PTA連絡協議会 ・文化協会等	・PTA連絡協議会 ・文化協会等 ・地域女性団体連絡協議会 ・PTA連絡協議会 ・文化協会等	・各種女性団体連絡協議会 ・地域女性団体連絡協議会 ・PTA連絡協議会 ・文化協会等	・ふくやま女性の会 ・PTA連絡協議会 ・文化協会等
		商工	・国分商工会議所 ・特産品協会	・溝辺町商工会 ・特産品協会	・横川町商工会 ・特産品協会	・牧園町商工会 ・特産品協会	・霧島町商工会 ・特産品協会	・隼人町商工会 ・特産品協会	・福山町商工会 ・特産品協会	
		観光	・国分観光協会				・(社)大霧島観光協会等	・国立公園霧島観光協会	・隼人町観光協会等	
<p>上記の公共的団体等は主なものです。</p> <p>公共的団体等の取扱いに関する考え方</p> <p>1. 公共的団体等の定義 公共的団体等とは、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否とを問わない。 (行政実例 昭和24.1.13 昭和34.12.16)</p> <p>2. 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの 「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については、主に下記の視点により各分野ごとの団体について列記しています。</p> <p>(1) 団体の設置について市町の意味が関与しているもの。 (2) 市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの。 (3) 市町の事業に大きく関与しているもの。</p>										

始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上・下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済: 協議会の会議において承認済み

提案中: 協議会へ提案中又は小委員会で協議中

未協議: 協議項目として未提案

平成16年4月末現在における協議状況です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程	第24回協議会	5 / 13 (木)	第25回協議会	5 / 27 (木)
	第26回協議会	6 / 10 (木)	第27回協議会	6 / 24 (木)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940